

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年8月25日認可した。

平成28年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
北條池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）北条池地区
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西又横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）前池地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）南代地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）原上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）國木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）寺の前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上地区
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）弘法寺地区
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）高佐地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）浜田地区
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）向池地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）大番横井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川原南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）前場地区
府中開拓パイロット土地改良区	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）長吾地区